

船橋市次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画の概要について

1 策定の背景等

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、令和2年4月に、「船橋市次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を全任命権者(市長事務部局、消防局、病院局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、議会)で策定した。

本計画の計画期間が令和7年度をもって満了したため、令和8年度から令和12年度までの新たな計画を策定した。

2 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 具体的な取組事項

(1) 仕事と家庭の両立に向けた取組について

○ 子育て中の職員に対する取組

- ① 制度の周知と妊娠中及び子育て中の職員に対する業務上の配慮
- ② 男性職員の育児休業等の取得促進
- ③ 育児短時間勤務や部分休業等を取得しやすい職場環境の整備
- ④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
- ⑤ 育児休業等を取得した職員の代替職員の確保

指標	前計画の目標値	直近の実績(令和6年度)	新計画の目標値 (令和12年度まで)
男性の育児休業取得率	1週間以上の取得率 85%	1週間以上の取得率 89.3% 【参考値】2週間以上の取得率 81.1%	2週間以上の取得率 85%
「配偶者の出産休暇」と「男性の育児参加休暇」を合わせて5日以上取得した人の取得率	50%	66.4%	100%

○ 介護を抱えた職員への取組

- ⑥ 介護を抱えた職員の活躍推進に向けた職場環境の整備

○ 不妊治療を受ける職員への取組

- ⑦ 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等

(2) 働きやすい職場環境の実現に向けた取組について

○ 職場環境の整備

- ① 全ての職員の活躍を可能にする職場環境の整備
- ② ハラスメントのない職場の整備

○ 時間外勤務の縮減

- ③ 事務の簡素合理化の推進
- ④ 人員の適正配置の推進
- ⑤ 時間外勤務縮減に関する職員意識の向上
- ⑥ ノー残業デー等の徹底
- ⑦ 職員の健康管理の強化

指標	前計画の目標値	直近の実績(令和6年度)	新計画の目標値 (令和12年度まで)
職員一人あたりの月平均 時間外勤務時間数	10時間	12.72時間	10時間
一月あたりの時間外勤務時間数の上限 (災害対応などの特例業務を除く)	100時間未満	達成率98.1%	(※)

※ 一月当たりの時間外勤務時間数の上限に関しては、目標値としての設定ではなく、計画本編に長時間勤務の是正に向けた法令順守に努めることとして記載 (引き続き、毎年度の達成状況は把握し公表を行う)

○ 年次有給休暇取得の促進

- ⑧ 年次有給休暇取得のための意識啓発
- ⑨ 年次有給休暇の計画的取得の促進
- ⑩ 連続休暇等の取得の促進

指標	前計画の目標値	直近の実績(令和6年度)	新計画の目標値 (令和12年度まで)
職員一人あたりの年次有給休暇 の年平均取得日数	12日	13.5日	15日
年次有給休暇の取得日数	5日/年 以上	達成率97.2%	5日/年 以上

(3) 女性職員の活躍推進に向けた取組について

○ キャリア形成支援の推進

- ① 性別によらない働き方の意識向上

○ 女性の健康上の特性に係る取組

- ② 健康上の特性の理解促進

指標	前計画の目標値	直近の実績(令和7年度)	新計画の目標値 (令和12年度まで)
課長補佐級以上(6級以上)の職に 占める女性の割合	22%	23.8%	28%
係長級以上(4級以上)の職に 占める女性の割合	35%	36.0%	38%